

2026年6月15日

各 位

碧海信信用金庫

暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みに関する制限について

平素より碧海信信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、投資詐欺、ロマンス詐欺、架空請求詐欺等により、多額の資金を暗号資産交換業者や資金移動業者へ不正送金させる事案が増加しております。

当金庫では、こうした金融犯罪を取り巻く情勢や金融庁・警察庁からの要請を踏まえ、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、下記のとおりお振込みを制限させていただく場合があります。

お客さまにはご不便をおかけすることもございますが、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 制限の対象となるお振込み

- ・ 暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込み
- ・ 振込依頼人名を変更して行うお振込み

※上記の条件にいずれも該当する場合、インターネットバンキングでのお振込みを制限させていただくことがあります。

※振込依頼人名の前後に数字等を追加する程度の変更は、制限の対象外です。

## 2. 参考情報

- 金融庁からの要請  
「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」  
(金融庁ウェブサイト)  
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>
- 警察庁からの要請  
「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」  
(警察庁ウェブサイト)  
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

以 上